

委託番号	120
契約形態	業務委託

仕 様 書

1 件 名 浄化槽保守点検委託（八潮市消防団第2分団）

2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 委託場所 八潮市消防団機械器具置場

部 名	所 在 地	型 式
八潮市消防団 第2分団第1部	八潮市大字二丁目207番地	分離接触7人槽
八潮市消防団 第2分団第2部	八潮市大字二丁目1238番地1	合併5人槽
八潮市消防団 第2分団第3部	八潮市大字南川崎823番地3	分離接触5人槽
八潮市消防団 第2分団第4部	八潮市大字大瀬49番地1	分離接触5人槽
八潮市消防団 第2分団第5部	八潮市大字古新田1061番地	分離接触5人槽
八潮市消防団 第2分団第7部	八潮市大字圀125番地1	合併7人槽

4 浄化槽の型式

- (1) 合併5人槽・・・1基
- (2) 分離接触5人槽・・・3基
- (3) 合併7人槽・・・1基
- (4) 分離接触7人槽・・・1基

5 支払方法 業務完了払（年1回払）

6 委託内容

- (1) 保守点検
定期点検、水質検査、消毒薬補填とし、年3回行う。

- (2) 清掃
年1回行う。

7 その他

- (1) 草加八潮消防組合個人情報保護条例（平成28年条例第10号）を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとする。
- (3) 不当要求行為に関し次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

8 問合せ先

草加八潮消防組合 八潮消防署 管理課
電話 048-996-0119